

—令和6年度—

徳島県リフトバス
「ふれあい徳島号」
利用の手引き

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団ノーマライゼーション促進センターでは、障がい者の方々が、社会見学や野外活動などの社会活動を行うことを容易にし、社会参加を促進するため、徳島県障がい者福祉バス運行事業により、リフトバス「ふれあい号徳島号」を運行しています。

〒770-0005 徳島市南矢三町2丁目1-59

徳島県障がい者交流プラザ内

社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団

ノーマライゼーション促進センター

TEL 088-634-2000 FAX 088-634-2020

—利用手続について—

—利用のご案内—

「ふれあい徳島号」の概要

- 乗車定員 42名（車いす席 4 普通席 31 補助席 7）
- 主な装備 車いす昇降用パワーリフト、全席リクライニングシート
DVD放映設備、地上波デジタル対応テレビ等
- 全長 11.28m 全幅 2.49m 全高 3.17m

利用できる方

- 県内の障がい者福祉の増進を目的とする障がい者関係団体

最低利用人数（1回運行当たり）等

- 原則、最低15名以上、最高42名です。（その内、障がい者は12名以上です。）

利用対象目的

- 各種研修会、講習会
- スポーツ、レクリエーション
- その他障がい者の福祉増進を図るために必要な事業

運行時間・運行範囲

- 運行時間は7時～18時30分です。
- 必要やむを得ない場合のみ2日を限度として認めます。
- 12月29日～1月3日は運休
※車両点検整備等でやむを得ず運休する場合があります。

利用回数

- 1団体の利用は原則として年間2回以内

利用料

- 無料（ただし、乗務員の宿泊費、食事代、運行料等はお支払いいただきます。）

① 仮 予 約

希望日をノーマライゼーション促進センターへ連絡

1 利用の仮予約

- (1) 「ふれあい徳島号」の利用を希望する団体は、利用予定事項（利用日、目的地、利用人数）について、ノーマライゼーション促進センターに連絡してください。当センターで利用予定を調整し、御連絡いただいた内容を、徳島県リフトバス仮予約書に記載し、お送りします。
- (2) お送りした「徳島県リフトバス仮予約書」の記載内容を確認し、間違いがなければ利用責任者の氏名を記入し、確認印を押印の上、ノーマライゼーション促進センターまで返送してください。

※仮予約可能期間

- ・ 車いす乗用車、単独で移動困難である全身性障がい者及び重度視覚障がい者
→利用希望日の6カ月前から
- ・ その他の障がい者
→利用希望日の3カ月前から

② 申 請

利用申込書とその他必要書類を提出

2 利用申し込みについて

■仮予約後、利用申込書に必要事項を記入し、所定の利用計画書、配車場所等詳細図及び利用者名簿（障がい者、介護者の確認・利用者登録・緊急連絡用）を添付して、**利用希望日の前月10日**までにノーマライゼーション促進センターへ提出してください。

※なお、期日までに利用申請書の提出がない場合は、利用予定のないものとして処理します。

審 査

3 利用承認の審査

■利用の可否については、徳島県リフトバス利用者の適否を審査会において審査し、決定します。審査会は毎回下旬に行い、利用申込書（添付書類を含む）が整った団体から順次審査し、決定します。

③ 承 認

誓約書とその他必要書類を提出

4 利用承認

■利用を承認した場合は、ノーマライゼーション促進センターから利用申込結果通知書と誓約書を送付します。旅行保険への加入を証明する書類（保険領収書または保険契約申込書控えの写し等）を添付し、速やかにノーマライゼーション促進センターまで提出してください。

変更・取消

5 利用内容の変更または利用取消し

- 利用承認後に、利用内容を変更または利用を取消す場合は、利用内容変更・取消し届出書により、直ちにノーマライゼーション促進センターに報告してください。

利用報告

6 利用報告

- 利用後に、利用時間、利用人数等について、ノーマライゼーション促進センターまで報告してください。

実 費

7 実費

- 終日利用の場合は、乗務員の昼食を準備してください。
- 宿泊に伴う場合も、乗務員の宿泊費（夕・朝食を含む）を宿泊施設に直接支払ってください。また、乗務員の部屋は、利用者の部屋と別にし、乗務員が十分に休養できる部屋を準備してください。

通 行 料

8 有料道路通行料については、原則、ETCカードをご持参ください。

- ETCカードをお持ちの場合…ご利用当日に、乗務員にETCカードをお渡しください。
- ETCカードをお持ちでない場合…ETCカードをお持ちでない旨をお申込み時にノーマライゼーション促進センターへ連絡ください。ご利用日以降に運行会社から利用団体の住所に請求書を郵送されますので、その際にお支払いください。

9 駐車料、フェリー料金等の経費について

- ご利用日以降に運行会社から利用団体の住所に請求書を郵送されますので、その際にお支払いください。

—感染対策について—

- 乗降時の手指消毒に御協力をお願いします。
- リフトバスは、抗菌・抗ウイルス対策として、ハイブリッド光触媒を施工し、衛生的で快適な乗車に努めています。